審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　農地整備課

法令名	海岸法（農地海岸）	法令番号	昭和３１年法律１０１号
手続名	海岸保全区域の占用許可	根拠条項	海岸法第７条第１項

審査基準

海岸保全区域の占用

農地海岸保全区域内で公共海岸の土地を占用しようとする者に対し、占用許可を行う場合には、海岸法の趣旨を踏まえ、下記要件に満たす場合に許可する。

- 公共用財産たる土地の用途又は目的を阻害しないこと
- 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと
- 一般公衆の利用を阻害しないこと
- 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと
- 工作物を設置する場合は、安全な構造であること
- その他海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと
- 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと

受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間　３０日 標準経由期間　　日	目次No.	